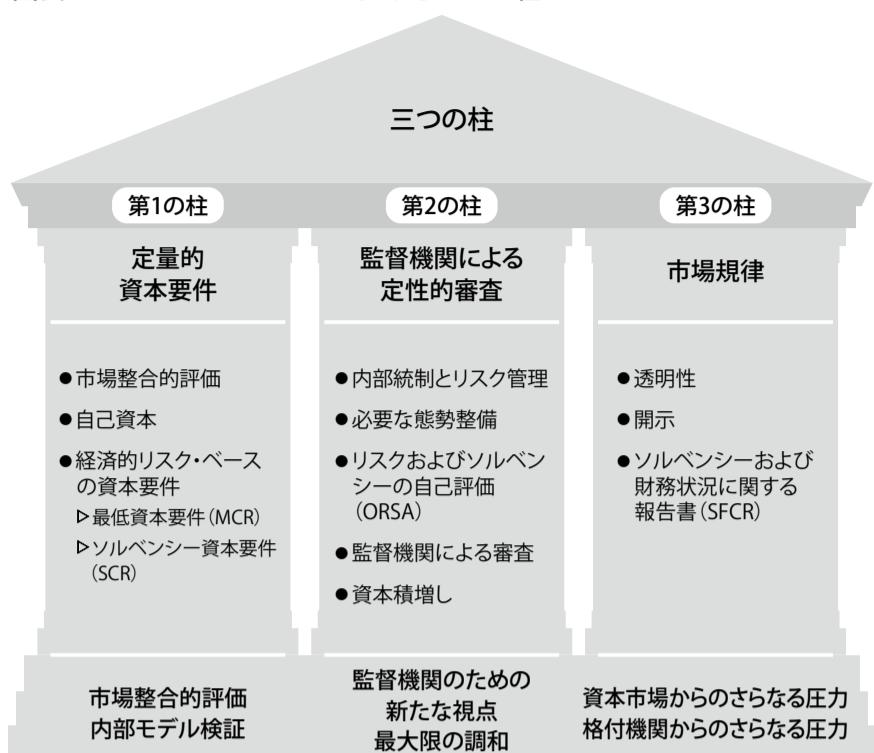


図表 EUソルベンシーIIにおける三つの柱

有限責任あづさ監査法人  
金融事業部シニアマネージャー

## 【第2回】有識者会議の概要

## —導入に向けた検討事項—

## 経済価値ベースのソルベンシー規制

## 齋藤 貴浩

## 1. はじめに

全8回のうち、2回目に当たる今回は、本年6月に金融庁が公表した「経済価値ベースのソル

ベンシー規制等に関する有識者会議報告書についての解説を行う。前回述べた通り、有識者会議の報告書は提言であつて、それに基づいて今後具体的な検討が進むた

め、現時点で明確に決まつたものはないが、本年8月に公表された「金融行政方針」において、「経済価値ベースのソル

ベンシー規制等については、有識者会議報告書に

## 2. 現行制度の課題

が予想されるため、今後は、論点や方向性について解説を行う。

## 3. 三つの柱に基づく検討

シーマージン比率規制(以下、「SMR規制」という)が適用されている。このSMR規制の導入から約24年間、短期的な見直しが実施されている。このSMR規制によるものの、SMR規制は、大きく以下の2点の課題がある点が述べられている。

1点目の課題は、「口

づく・イン方式の負債評

価」で、資産が時価評価

により変動しても負債は

固定されたままとなり、

ALMによるリスク管理

を行つてもリスク量やマ

ージンの十分な評価につ

ながらないといった点である。

2点目の課題は、「リ

ヨー定性的審査」..第1

の柱では捉えきれないリスク評価による評価では、資産価値と負債価値の差額(純資産)自体の変動をリスク量と認識し、その変動を適切に管理するという国際的な動向に整合していないといふ点である。

有識者会議では、これらの課題を解消し、保

険会の中長期的な健全性の確保を通じて契約者保護を図りつつ、保険会社が持続可能な形で各種の保険ニーズに応えていくための規制・競争環境を整えていくために、経済価値ベースに基づくソル

ベンシー(以下、「ESR」という)規制が不可欠である点が強調されて

いる。

有識者会議では、EUソルベンシーIIで用いられている三つの柱に基づきが国における新規制のあり方について検討が実施された。三つの柱とは、図表に示すそれぞれの柱の相互作用により、契約者保護と保険会社の持続的な成長を促すものである。

第1の柱「定量的資本要件」..ソルベンシー比率に関する一定の共通枠組みを設け、契約者保護のためのバックストップとして監督介入の枠組みを定める。

第2の柱「監督機関に

おける定性的審査」..第1

の柱では捉えきれないリスク評価による評価では、資産価値と負債価値の差額(純資産)自体の変動をリスク量と認識し、その変動を適切に管理するという国際的な動向に整合していないといふ点である。

有識者会議では、これらの

課題を解消し、保

険会の中長期的な健全性の確保を通じて契約者保護を図りつつ、保険会社が持続可能な形で各種の保険ニーズに応えていくための規制・競争環境を整えていくために、経済価値ベースに基づくソル

ベンシー(以下、「ESR」という)規制が不可

欠である点が強調されて

いる。

有識者会議では、EUソルベンシーIIで用いられている三つの柱に基づきが国における新規制のあり方について検討が実施された。三つの柱とは、図表に示すそれぞれの柱の相互作用により、契約者保護と保険会社の持続的な成長を促すものである。

第1の柱「定量的資本要件」..ソルベンシー比率に関する一定の共通枠組みを設け、契約者保護のためのバックストップとして監督介入の枠組みを定める。

第2の柱「監督機関に

おける定性的審査」..第1

の柱では捉えきれない

リスク評価による評価

では、資産価値と負債価値の差額(純資産)自体の変動をリスク量と認識し、その変動を適切に管理するといふ点である。

有識者会議では、これらの

課題を解消し、保

険会の中長期的な健全性の確保を通じて契約者保護を図りつつ、保険会社が持続可能な形で各種の保険ニーズに応えていくための規制・競争環境を整えていくために、経済価値ベースに基づくソル

ベンシー(以下、「ESR」という)規制が不可

欠である点が強調されて

いる。

有識者会議では、EUソルベンシーIIで用いられている三つの柱に基づきが国における新規制のあり方について検討が実施された。三つの柱とは、図表に示すそれぞれの柱の相互作用により、契約者保護と保険会社の持続的な成長を促すものである。

第1の柱「定量的資本要件」..ソルベンシー比率に関する一定の共通枠組みを設け、契約者保護のためのバックストップとして監督介入の枠組みを定める。

第2の柱「監督機関に

おける定性的審査」..第1

の柱では捉えきれない

リスク評価による評価

では、資産価値と負債価値の差額(純資産)自体の変動をリスク量と認識し、その変動を適切に管理するといふ点である。

有識者会議では、これらの

課題を解消し、保

険会の中長期的な健全性の確保を通じて契約者保護を図りつつ、保険会社が持続可能な形で各種の保険ニーズに応えていくための規制・競争環境を整えていくために、経済価値ベースに基づくソル

ベンシー(以下、「ESR」という)規制が不可

欠である点が強調されて

いる。

有識者会議では、EUソルベンシーIIで用いられている三つの柱に基づきが国における新規制のあり方について検討が実施された。三つの柱とは、図表に示すそれぞれの柱の相互作用により、契約者保護と保険会社の持続的な成長を促すものである。

第1の柱「定量的資本要件」..ソルベンシー比率に関する一定の共通枠組みを設け、契約者保護のためのバックストップとして監督介入の枠組みを定める。

第2の柱「監督機関に

おける定性的審査」..第1

の柱では捉えきれない

リスク評価による評価

では、資産価値と負債価値の差額(純資産)自体の変動をリスク量と認識し、その変動を適切に管理するといふ点である。

有識者会議では、これらの

課題を解消し、保

険会の中長期的な健全性の確保を通じて契約者保護を図りつつ、保険会社が持続可能な形で各種の保険ニーズに応えていくための規制・競争環境を整えていくために、経済価値ベースに基づくソル

ベンシー(以下、「ESR」という)規制が不可

欠である点が強調されて

いる。

有識者会議では、EUソルベンシーIIで用いられている三つの柱に基づきが国における新規制のあり方について検討が実施された。三つの柱とは、図表に示すそれぞれの柱の相互作用により、契約者保護と保険会社の持続的な成長を促すものである。

第1の柱「定量的資本要件」..ソルベンシー比率に関する一定の共通枠組みを設け、契約者保護のためのバックストップとして監督介入の枠組みを定める。

第2の柱「監督機関に

おける定性的審査」..第1

の柱では捉えきれない

リスク評価による評価

では、資産価値と負債価値の差額(純資産)自体の変動をリスク量と認識し、その変動を適切に管理するといふ点である。

有識者会議では、これらの

課題を解消し、保

険会の中長期的な健全性の確保を通じて契約者保護を図りつつ、保険会社が持続可能な形で各種の保険ニーズに応えていくための規制・競争環境を整えていくために、経済価値ベースに基づくソル

ベンシー(以下、「ESR」という)規制が不可

欠である点が強調されて

いる。

有識者会議では、EUソルベンシーIIで用いられている三つの柱に基づきが国における新規制のあり方について検討が実施された。三つの柱とは、図表に示すそれぞれの柱の相互作用により、契約者保護と保険会社の持続的な成長を促すものである。

第1の柱「定量的資本要件」..ソルベンシー比率に関する一定の共通枠組みを設け、契約者保護のためのバックストップとして監督介入の枠組みを定める。

第2の柱「監督機関に

おける定性的審査」..第1

の柱では捉えきれない

リスク評価による評価

では、資産価値と負債価値の差額(純資産)自体の変動をリスク量と認識し、その変動を適切に管理するといふ点である。

有識者会議では、これらの

課題を解消し、保

険会の中長期的な健全性の確保を通じて契約者保護を図りつつ、保険会社が持続可能な形で各種の保険ニーズに応えていくための規制・競争環境を整えていくために、経済価値ベースに基づくソル

ベンシー(以下、「ESR」という)規制が不可

欠である点が強調されて

いる。

有識者会議では、EUソルベンシーIIで用いられている三つの柱に基づきが国における新規制のあり方について検討が実施された。三つの柱とは、図表に示すそれぞれの柱の相互作用により、契約者保護と保険会社の持続的な成長を促すものである。

第1の柱「定量的資本要件」..ソルベンシー比率に関する一定の共通枠組みを設け、契約者保護のためのバックストップとして監督介入の枠組みを定める。

第2の柱「監督機関に

おける定性的審査」..第1

の柱では捉えきれない

リスク評価による評価

では、資産価値と負債価値の差額(純資産)自体の変動をリスク量と認識し、その変動を適切に管理するといふ点である。

有識者会議では、これらの

課題を解消し、保

険会の中長期的な健全性の確保を通じて契約者保護を図りつつ、保険会社が持続可能な形で各種の保険ニーズに応えていくための規制・競争環境を整えていくために、経済価値ベースに基づくソル

ベンシー(以下、「ESR」という)規制が不可

欠である点が強調されて

いる。

有識者会議では、EUソルベンシーIIで用いられている三つの柱に基づきが国における新規制のあり方について検討が実施された。三つの柱とは、図表に示すそれぞれの柱の相互作用により、契約